

(3) 低入札価格調査の適正な実施

勸 告	説明図表番号
<p>会計法第 29 条の 6 第 1 項ただし書き及び予決令第 84 条の規定により、予定価格が 1,000 万円を超える契約で、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合等には、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とすることができることとされている。</p>	<p>表 2-(3)-①、②</p>
<p>また、予決令第 85 条の規定により、各省各庁の長は、必要があるときは、相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準（以下「低入札価格調査基準」という。）を作成することとされ、予決令第 86 条の規定により、契約担当官等は、契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格が低入札価格調査基準に該当することとなった場合、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかについて調査（以下「低入札価格調査」という。）をしなければならないこととされている。</p>	<p>表 2-(3)-②（再掲）</p>
<p>今回、18 府省の計 251 会計機関において平成 23 年度から 24 年度上半期までに締結された契約案件について、低入札価格調査基準に該当する価格での入札となった案件への対応状況等について調査した結果、次のような状況がみられた。</p>	
<p>ア 低入札価格調査基準の作成</p>	
<p>18 府省全てにおいて、訓令等に府省としての低入札価格調査に係る事項が規定されている。</p>	<p>表 2-(3)-ア-①</p>
<p>具体的な低入札価格調査基準（物品の製造その他の契約案件）については、9 府省では、府省内統一の比率（「予定価格に 10 分の 6 を乗じた額に満たない場合」など）が定められている。一方、残りの 9 府省では、一定の幅を持った比率の範囲内（「10 分の 5 から 10 分の 8 の範囲内で契約担当官等が定める割合を予定価格に乗じて得た額に満たない場合」など）で契約担当官、支出負担行為担当官等が作成することとされており、当該府省内に設置された各会計機関において低入札価格調査基準を作成する必要があるものとなっている。</p>	
<p>上記のうち、後者の 9 府省の計 47 会計機関の中には、予定価格が 1,000 万円を超える契約を締結しているにもかかわらず、低入札価格調査基準を作成していないものがみられた。（9 府省計 36 会計機関）</p>	<p>表 2-(3)-ア-① （再掲）</p>
<p>また、実際、これら 36 会計機関の中には、1,000 万円を超える予定価格の 10 分の 5 を下回る価格で入札がなされた案件について、低入札価格調査を実施せずに契約を締結しているものもみられた。（2 府省計 3 事例）</p>	<p>表 2-(3)-ア-②、③</p>
<p>イ 低入札価格調査の適正な実施等</p>	
<p>府省内統一の比率を定めた規程等を整備し、当該比率を低入札価格調査基準としている 9 府省の計 204 会計機関における低入札価格調査の実施状況については、作成している低入札価格調査基準に該当する価格での入札案件において、低</p>	<p>表 2-(3)-イ-①</p>

入札価格調査を実施することなく契約を締結している例がみられた。(2府省計3事例)

一方、調査した会計機関の中には、i) 低入札価格調査の実施に加えた取組として、契約に係る仕様書において、低入札価格調査を経て契約を行った場合には、契約後も請負業者からおおむね年3回程度の報告を求める旨明記し、これを入札説明会においても説明を行っている例、ii) 低入札価格調査基準を定め、これに該当することとなった案件について適正に調査を実施したことにより、最低価格の入札者の積算に誤りがあることが判明し、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあることが確認されたことから、次順位者を落札者とした例がみられた。

低入札価格調査については、低価格で業務を受注した者による契約の不履行等を未然に防止し、契約の内容に適合した履行を担保する観点から、低入札価格調査基準を適切に作成した上で適正に実施することが重要であると考えられる。

【所見】

したがって、関係府省は、契約の適正な履行を確保する観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 契約担当官等において具体的な低入札価格調査基準を作成する必要があるにもかかわらず作成していない会計機関がある府省においては、適切に低入札価格調査基準を作成すること。また、当該低入札価格調査基準に基づき、適正に低入札価格調査を実施すること。(内閣府、宮内庁、公正取引委員会、国家公安委員会(警察庁)、金融庁、消費者庁、復興庁、文部科学省、防衛省)
- ② 低入札価格調査基準に該当する価格での入札案件について、適正に低入札価格調査を実施すること。(厚生労働省、農林水産省)

表 2-(3)-イ-
②、③

表 2 - (3) - ① 会計法（昭和 22 年法律第 35 号）〈抜粋〉

<p>第 29 条の 6 契約担当官等は、競争に付する場合においては、政令の定めるところにより、契約の目的に応じ、<u>予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とするものとする。</u>ただし、<u>国の支払の原因となる契約のうち政令で定めるものについて、相手方となるべき者の申込みに係る価格によつては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適當であると認められるときは、</u>政令の定めるところにより、<u>予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を当該契約の相手方とすることができる。</u></p> <p>② 国の所有に属する財産と国以外の者の所有する財産との交換に関する契約その他その性質又は目的から前項の規定により難い契約については、同項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、<u>価格及びその他の条件が国にとつて最も有利なもの（同項ただし書の場合にあつては、次に有利なもの）</u>をもって申込みをした者を契約の相手方とすることができる。</p>

(注) 下線は当省が付した。

表 2 - (3) - ② 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）〈抜粋〉

<p>(最低価格の入札者を落札者とししないことができる契約)</p> <p>第 84 条 会計法第 29 条の 6 第 1 項ただし書に規定する国の支払の原因となる契約のうち<u>政令で定めるものは、予定価格が 1,000 万円（各省各庁の長が財務大臣と協議して 1,000 万円を超える金額を定めたときは、当該金額）を超える工事又は製造その他についての請負契約とする。</u></p> <p>(契約内容に適合した履行がされないおそれがあるため最低価格の入札者を落札者とししない場合の 手続)</p> <p>第 85 条 各省各庁の長は、会計法第 29 条の 6 第 1 項ただし書の規定により、必要があるときは、前条に規定する契約について、<u>相手方となるべき者の申込みに係る価格によつては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準を作成するものとする。</u></p> <p>第 86 条 契約担当官等は、第 84 条に規定する契約に係る競争を行なつた場合において、<u>契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格が、前条の基準に該当することとなつたときは、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかについて調査しなければならない。</u></p> <p>② 契約担当官等は、前項の調査の結果、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、その調査の結果及び自己の意見を記載し、又は記録した書面を契約審査委員に提出し、その意見を求めなければならない。</p>

(注) 下線は当省が付した。

表 2 - (3) - ア - ① 各府省における低入札価格調査基準の作成状況

府省名	予決令第 85 条に基づき各省各庁の長が規定する低入札価格調査基準に係る事項（物品の製造その他の契約案件）	機関名	予定価格に乗じる割合の策定状況
内閣府	<ul style="list-style-type: none"> 「内閣府所管契約事務取扱細則」（平成 13 年 1 月 6 日内閣府訓令第 38 号）第 25 条第 1 項第 3 号 ⇒ 一般競争又は指名競争契約ごとに <u>5/10 から 8/10 までの範囲内で契約担当官等が定める割合</u>を当該競争の予定価格に乗じて得た額 ※ 大臣官房会計課においては、上記割合を 5/10 とするよう、平成 22 年 11 月 11 日付け事務連絡により周知し、これにより運用している。 	大臣官房会計課	× (※)
		日本学術会議事務局	(×)
		沖縄総合事務局	
		総務部	×
		開発建設部	×
		八重山財務出張所	(×)
		土地改良総合事務所	×
		南部国道事務所	×
石垣港湾事務所	(×)		
陸運事務所	(×)		
宮内庁	<ul style="list-style-type: none"> 「内閣府所管契約事務取扱細則」による。 	長官官房主計課	×
		御料牧場	(×)
		京都事務所	×
公正取引委員会	<ul style="list-style-type: none"> 「公正取引委員会低入札価格調査等実施要領」（平成 23 年 3 月 29 日事務総長通達第 12 号）第 4 条 ⇒ <u>内閣府所管契約事務取扱細則第 25 条第 1 項に定める率に準じ、一般競争又は指名競争契約ごとに支出負担行為担当官が定める割合</u>を当該競争の予定価格に乗じて得た額 	事務総局官房総務課 会計室	×
国家公安委員会 (警察庁)	<ul style="list-style-type: none"> 「内閣府所管契約事務取扱細則」による。 「契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準」（長官官房会計課） ⇒ 一般競争又は指名競争契約ごとに <u>6/10</u>を当該競争の予定価格に乗じて得た額 ・ 「『契約内容に適合した履行がなされないおそれがあるため最低価格の入札者を落札者とししない場合』の基準」（科学警察研究所） ⇒ 一般競争又は指名競争契約ごとに <u>5/10</u>を当該競争の予定価格に乗じて得た額 	長官官房会計課	○
		警察大学校	×
		科学警察研究所	○
		皇宮警察本部	○
		東北管区警察局	×
		中国管区警察局	×
		四国管区警察局	×

	<ul style="list-style-type: none"> 「低入札調査基準価格について」（皇宮警察本部） <p>⇒ 一般競争又は指名競争契約ごとに <u>6/10</u> を当該競争の予定価格に乗じて得た額</p>		
金融庁	<ul style="list-style-type: none"> 「内閣府所管契約事務取扱細則」による。 	総務企画局総務課	×
消費者庁	<ul style="list-style-type: none"> 「内閣府所管契約事務取扱細則」による。 	総務課	×
復興庁	<ul style="list-style-type: none"> 「復興庁契約事務取扱規程」（平成 24 年 2 月 10 日復興庁訓令第 26 号）第 9 条 第 3 号 <p>⇒ 一般競争又は指名競争契約ごとに <u>5/10 から 8/10 までの範囲内で契約担当官等が定める割合</u> を当該競争の予定価格に乗じて得た額</p>	予算・会計班	×
総務省	<ul style="list-style-type: none"> 「総務省における予算決算及び会計令第 85 条の基準について（通知）」（平成 14 年 7 月 3 日付け総官会第 907 号） <p>⇒ 契約ごとに<u>予定価格に 6/10 を乗じて得た額に満たない場合</u></p>	大臣官房会計課	○
		人事・恩給局	○
		統計局	○
		情報通信政策研究所	○
		関東管区行政評価局	○
		四国行政評価支局	○
		京都行政評価事務所	○
		東北総合通信局	○
		北陸総合通信局	○
		四国総合通信局	○
		公害等調整委員会	○
		消防庁	○
		消防大学校	
庶務課	○		
消防研究センター	○		
法務省	<ul style="list-style-type: none"> 「法務省所管契約事務取扱規程」（平成 12 年 12 月 26 日会訓第 1702 号）第 29 条第 2 号 <p>⇒ 契約ごとに<u>予定価格に 6/10 を乗じて得た額に満たない場合</u></p>	大臣官房会計課	○
		大臣官房施設課	○
		宮城刑務所	○
		栃木刑務所	○
		府中刑務所	○
		新潟刑務所	○
		富山刑務所	○
		麓刑務所	○

		熊本刑務所	○
		東北少年院	○
		多摩少年院	○
		四国少年院	○
		東京少年鑑別所	○
		入国者収容所東日本入 国管理センター	○
		仙台高等検察庁	○
		宇都宮地方検察庁	○
		前橋地方検察庁	○
		新潟地方検察庁	○
		金沢地方検察庁	○
		熊本地方検察庁	○
		近畿地方更生保護委員会	○
		四国地方更生保護委員会	○
		大阪法務局	○
		前橋地方法務局	○
		新潟地方法務局	○
		富山地方法務局	○
		金沢地方法務局	○
		佐賀地方法務局	○
		仙台入国管理局	○
		東京入国管理局	○
		名古屋入国管理局	○
		大阪入国管理局	○
		福岡入国管理局	○
		公安調査庁	○
		中部公安調査局	○
		中国公安調査局	○
		四国公安調査局	○
外務省	・ 「予算決算及び会計令第 85 条の基準」(平成 21 年 10 月 1 日付け) ⇒ 契約ごとに <u>予定価格に 6/10 を乗じて得た額に満たない場合</u>	大臣官房会計課	○
財務省	・ 「予算決算及び会計令第 85 条の基準について」(平成 11 年 4 月 8 日蔵会第 1193 号)	大臣官房会計課	○
		理財局	○

	⇒ 契約ごとに <u>予定価格に 6/10 を乗じて得た額に満たない場合</u>	東北財務局	○
		関東財務局	○
		北陸財務局	○
		東海財務局	○
		中国財務局	○
		四国財務局	○
		九州財務局	○
		福岡財務支局	○
		新潟財務事務所	○
		東京税関	○
		名古屋税関	○
		大阪税関	○
		門司税関	○
		国税庁	○
		税務大学校	○
		仙台国税局	○
		金沢国税局	○
		名古屋国税局	○
		高松国税局	○
		福岡国税局	○
熊本国税局	○		
沖縄国税事務所	○		
文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> 「文部科学省発注工事請負等契約規則」(平成 13 年 1 月 6 日文部科学省訓令第 22 号) 第 13 条第 2 号、3 号及び 4 号 ⇒ <u>予定価格算出の基礎となった直接材料費及び直接労賃(直接物品費及び直接人件費)を下回る入札価格であった場合(当該規定を適用することができないものについては 1/2 から 8/10 までの範囲内で契約担当官等が定める割合を当該競争の予定価格に乗じて得た額)</u>	大臣官房会計課	×
		初等中等教育局	×
		文化庁	×
厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> 「厚生労働省所管会計事務取扱規程」(平成 13 年 1 月 6 日厚生労働省訓令第 23 号) 第 22 条 	大臣官房会計課	○
		職業安定局雇用保険課	○
		年金局事業企画課	○

	⇒ <u>6/10 を予定価格に乗じて得た額に満たない場合</u>	新潟検疫所	○
		国立療養所東北新生園	○
		国立医薬品食品衛生研究所	○
		国立保健医療科学院	○
		国立感染症研究所	○
		国立きぬ川学院	○
		国立障害者リハビリテーションセンター	○
		東北厚生局	○
		東海北陸厚生局	○
		中国四国厚生局	○
		四国厚生支局	○
		北海道労働局	○
		群馬労働局	○
		新潟労働局	○
		富山労働局	○
		石川労働局	○
		佐賀労働局	○
		熊本労働局	○
中央労働委員会	○		
農林水産省	<ul style="list-style-type: none"> 「予算決算及び会計令第 85 条の基準の取扱いについて」（平成 6 年 4 月 19 日付け 6 経第 750 号） ⇒ <u>予定価格に 6/10 を乗じて算出</u>	大臣官房経理課	○
		消費・安全局	○
		生産局	○
		名古屋植物防疫所	○
		神戸植物防疫所	○
		那覇植物防疫事務所	○
		動物医薬品検査所	○
		東北農政局	○
		北陸農政局	○
		東海農政局	○
		九州農政局	○
		北海道農政事務所	○
		前橋地域センター	○
		富山地域センター	○
		佐賀地域センター	○
林野庁	○		
北海道森林管理局	○		

		関東森林管理局	○
		近畿中国森林管理局	○
		四国森林管理局	○
		塩那森林管理署	○
		下越森林管理署	○
		石川森林管理署	○
		佐賀森林管理署	○
		沖縄森林管理署	○
		水産庁	○
経済産業省	<ul style="list-style-type: none"> 「予算決算及び会計令第85条の基準」(平成11年4月1日付け会第5号)第2号 ⇒ <u>6/10を予定価格に乗じて得た額に満たない額</u> 	大臣官房会計課	○
		東北経済産業局	○
		中部経済産業局	○
		中国経済産業局	○
		四国経済産業局	○
		資源エネルギー庁	○
		特許庁	○
国土交通省	<ul style="list-style-type: none"> 「予算決算及び会計令第85条の基準について」(平成16年6月10日付け国官会第366号)第4号 ⇒ <u>契約ごとに予定価格に6/10を乗じて得た額に満たない場合</u> 	大臣官房会計課	○
		土地・建設産業局	○
		航空保安大学校	○
		国土地理院	○
		関東地方整備局	
		局長	○
		副局長	○
		北陸地方整備局	
		局長	○
		副局長	○
		中部地方整備局	
		局長	○
		副局長	○
		近畿地方整備局	
		契約課	○
		経理調達課	○
		中国地方整備局	
		契約課	○
		経理調達課	○
		九州地方整備局	○

	宇都宮国道事務所	○
	高崎河川国道事務所	○
	信濃川下流河川事務所	○
	富山河川国道事務所	○
	金沢河川国道事務所	○
	名古屋国道事務所	○
	淀川河川事務所	○
	遠賀川河川事務所	○
	武雄河川事務所	○
	八代河川国道事務所	○
	新潟港湾・空港整備事務所	○
	伏木富山港湾事務所	○
	金沢港湾・空港整備事務所	○
	広島港湾・空港整備事務所	○
	荻田港湾事務所	○
	唐津港湾事務所	○
	熊本港湾・空港整備事務所	○
	北海道開発局	○
	札幌開発建設部	○
	旭川開発建設部	○
	北海道運輸局	○
	中部運輸局	○
	中国運輸局	○
	四国運輸局	○
	東京航空局	○
	大阪航空局	○
	新潟空港事務所	○
	小松空港事務所	○
	熊本空港事務所	○
	那覇空港事務所	○
	札幌航空交通管制部	○
	福岡航空交通管制部	○
	気象研究所	○
	気象衛星センター	○
	札幌管区气象台	○
	仙台管区气象台	○

		福岡管区气象台	○
		沖縄气象台	○
		海上保安庁	○
		海上保安大学校	○
		海上保安学校	○
		第一管区海上保安本部	○
		第四管区海上保安本部	○
		第七管区海上保安本部	○
		第九管区海上保安本部	○
環境省	<ul style="list-style-type: none"> 「環境省所管会計事務取扱規則」(平成19年3月30日環境省訓令第4号)第14条の4 ⇒ <u>契約ごとに予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合</u> 「製造その他の請負契約における低入札価格調査制度について」(平成19年6月29日付け環境会発第070629005号)第1号 ⇒ <u>6/10を予定価格に乗じて得た額に満たない額</u> 	大臣官房会計課	○
		総合環境政策局	○
		地球環境局	○
		東北地方環境事務所	
		総務課	○
		環境対策課	○
		国立公園・保全環境整備課	○
		九州地方環境事務所	
		総務課	○
		環境対策課	○
		国立公園・保全環境整備課	○
		原子力規制委員会	○
		防衛省	<ul style="list-style-type: none"> 「防衛省所管契約事務取扱細則」(平成18年12月26日防衛庁訓令第108号)第25条 ⇒ <u>契約ごとに5/10から8/10の範囲内で契約担当官等又は資金契約等担当官等が定める割合を当該競争の予定価格に乗じて得た額に満たない場合</u>
地方協力局	×		
防衛大学校	×		
防衛医科大学校			
事務局経理	×		
病院	×		
防衛研究所	×		
陸上自衛隊北海道補給処	×		
陸上自衛隊関東補給処	×		
陸上自衛隊関西補給処	×		
海上自衛隊呉地方總監部	×		
海上自衛隊佐世保地方總監部	(×)		
航空自衛隊第2補給処			
調達部	×		
業務会計課	(×)		

	航空自衛隊第3補給処	×
	北海道防衛局	×
	東北防衛局	×
	北関東防衛局	×
	近畿中部防衛局	(×)
	中国四国防衛局	×
	九州防衛局	×
	沖縄防衛局	×
	宇都宮防衛事務所	(×)
	前橋防衛事務所	(×)
	新潟防衛事務所	(×)
合 計		251 機関
		○ : 204 機関 × : 47 機関 (うち「(×)」: 11 機関)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「機関名」欄は、今回調査対象とした18府省の計251機関を記載した。

3 「予定価格に乗じる割合の策定状況」欄の「○」印は、当該機関に置かれた会計機関が当該割合を策定していることを、「×」印は、当該割合を策定していないことを表す。また、「(×)」印は、当該割合を策定していない会計機関のうち、平成23年度から24年度上半期までは予定価格が1,000万円を超える契約を締結していない会計機関を表す。

表 2 - (3) - ア - ② 具体的な低入札価格調査基準を作成していない会計機関において、1,000 万円を超える予定価格の 10 分の 5 を下回る価格で入札がなされた案件について、低入札価格調査を実施せず契約を締結している例①

機関等名	防衛省（海上自衛隊呉地方総監部）
契約案件名	訓練支援艦「くろべ」定期検査（搭載艇）
契約方式	指名競争契約
契約の相手方	民間事業者
契約年月日	平成 24 年 8 月 8 日
契約金額（税込）	6,999,300 円
応札者等数	4 者
概要	<p>（説明）</p> <p>防衛省では、予決令第 85 条の規定に基づく「防衛省所管契約事務取扱細則」（平成 18 年 12 月 26 日防衛庁訓令第 108 号）により、同省としての低入札価格調査基準に係る事項を規定しており、「予定価格が 1,000 万円を超える物品の製造その他請負契約については、契約ごとに予定価格の 10 分の 5 から 10 分の 8 の範囲内で、各会計機関（契約担当官等）において、具体的な基準を作成」することとしている。</p> <p>しかし、海上自衛隊呉地方総監部では、平成 24 年度に指名競争入札による契約を締結している訓練支援艦「くろべ」に係る定期検査について、予定価格が 1,000 万円を超えているものの、具体的な低入札価格調査基準を作成していないことから落札率が 50% を下回っているにもかかわらず低入札価格調査を実施せず最低価格の入札者を落札者とし、同者と契約を締結している。</p> <p>（注）仮に低入札価格調査基準を作成していた場合、最低価格の入札者の申込みに係る価格が予定価格の 10 分の 5 を下回る場合には低入札価格調査を実施することとなる。</p> <p>これについて、海上自衛隊呉地方総監部では、「防衛省所管契約事務取扱細則」で定める低入札価格調査基準の作成及び低入札価格調査の実施は、契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合に求められているものであり、本件は該当しないとしている。</p> <p>しかし、海上自衛隊呉地方総監部が指名した者の履行能力を審査した時点では、まだ同者から申込みに係る価格は示されておらず、当該価格による履行の可否まで含めた審査がなされたものではない。</p> <p>したがって、本件について、海上自衛隊呉地方総監部では、適切に低入札価格調査基準を作成し、低入札価格調査を実施すべきであると考えられる。</p>

（注）当省の調査結果による。

表 2 - (3) - ア - ③ 具体的な低入札価格調査基準を作成していない会計機関において、1,000 万円を超える予定価格の 10 分の 5 を下回る価格で入札がなされた案件について、低入札価格調査を実施せず契約を締結している例②

機関等名	復興庁（予算・会計班）	
	[複写機 15 台に係る賃貸借等契約]	[複写機 13 台に係る賃貸借等契約]
契約案件名	平成 24 年度複写機賃貸借、保守及び消耗品の供給②	平成 24 年度複写機賃貸借、保守及び消耗品の供給③
契約方式	一般競争契約	一般競争契約
契約の相手方	民間事業者	民間事業者
契約日	平成 24 年 5 月 17 日	平成 24 年 5 月 17 日
契約金額（税込）	6,464,883 円	11,885,277 円
応札者等数	1 者	2 者
概 要	<p>(説明)</p> <p>復興庁では、予決令第 85 条の規定に基づき、「復興庁契約事務取扱規程」（平成 24 年 2 月 10 日復興庁訓令第 26 号）により、同庁としての低入札価格調査基準に係る事項を規定しており、「予定価格が 1,000 万円を超える物品の製造その他についての契約にあつては、一般競争又は指名競争契約ごとに 10 分の 5 から 10 分の 8 までの範囲内で契約担当官等が定める割合を当該競争の予定価格に乗じた額とする」としている。</p> <p>しかし、同庁（予算・会計班）では、具体的な低入札価格調査基準を作成していない。このため、平成 24 年度に、一般競争入札により契約を締結した「平成 24 年度複写機賃貸借、保守及び消耗品の供給②」及び「平成 24 年度複写機賃貸借、保守及び消耗品の供給③」の 2 件について、予定価格が 1,000 万円を超え、入札における落札率がいずれも 50% を下回っているにもかかわらず低入札価格調査を実施せず、最低価格の入札者を落札者とし、同者と契約を締結している。</p> <p>(注) 仮に低入札価格調査基準を作成していた場合、最低価格の入札者の申込みに係る価格が予定価格の 10 分の 5 を下回る場合には低入札価格調査を実施することとなる。</p> <p>低入札価格調査については、低額で業務を受注した者による契約の不履行等を未然に防止し、契約の内容に適合した履行を担保するために重要な手続であることから、低入札価格調査基準を作成の上、当該基準に該当する案件については適正に調査を実施する必要があると考えられる。</p>	

(注) 当省の調査結果による。

表 2 - (3) - イ - ① 作成している低入札価格調査基準に該当する低入札案件について、低入札価格調査を実施することなく契約を締結している例

No.	案件名等	事例の概要等
1	①平成 23 年度下半期分再就職支援セミナー開催・運営委託契約 ②厚生労働省（新潟労働局） ③民間事業者 ④ 2 者	新潟労働局では、平成 23 年度下半期分再就職支援セミナー開催・運営委託契約について、一般競争入札による契約を締結している。 本件契約に係る落札率は 60%を下回っており、厚生労働省が作成する物品の製造その他の契約に係る低入札価格調査基準（予定価格の 10 分の 6）を下回るにもかかわらず、低入札価格調査を実施することなく、最低価格の入札者を落札者とし、同者と契約を締結している。
2	①平成 23 年度官用自動車点検整備業務の単価契約 ②農林水産省（九州農政局） ③民間事業者 ④ 3 者	九州農政局では、平成 23 年度において、官用自動車点検整備業務の単価契約について、一般競争入札による契約を締結している。 本件契約に係る落札率は 50%を下回っており、農林水産省が作成する物品の製造その他の契約に係る低入札価格調査基準（予定価格の 10 分の 6）を下回るにもかかわらず、低入札価格調査を実施することなく、最低価格の入札者を落札者とし、同者と契約を締結している。
3	①平成 24 年度官用自動車点検整備業務の単価契約 ②農林水産省（九州農政局） ③民間事業者 ④ 3 者	九州農政局では、平成 24 年度において、官用自動車点検整備業務の単価契約について、一般競争入札による契約を締結している。 本件契約に係る落札率は 60%を下回っており、農林水産省が作成する物品の製造その他の契約に係る低入札価格調査基準（予定価格の 10 分の 6）を下回るにもかかわらず、低入札価格調査を実施することなく、最低価格の入札者を落札者とし、同者と契約を締結している。

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「案件名等」欄中、①は契約案件の名称を、②は契約実施主体を、③は契約の相手方（法人、個人等の種別）を、④は応札者等の数を、それぞれ表す。

表 2 - (3) - イ - ② 低入札価格調査の実施に加えた取組を行っている例

機関等名	国土交通省（大臣官房会計課）
契約件名	平成24年度 自動車運転業務請負
契約方式	一般競争契約
契約の相手方	民間事業者
契約日	平成24年4月2日
契約金額（税込）	166,487,853円
応札者等数	3者
概要	<p>（説明）</p> <p>国土交通省本省では、平成24年度において、同省本省における自動車運転業務請負について、一般競争入札による契約を締結している。</p> <p>本件契約は、i) 車両の運行計画の企画立案、ii) 車両の運転及び日常点検・整備、燃料等の補給、iii) 事故処理に関する事項、iv) 自動車保険（任意保険）に関する事項、v) その他 i) ～ iv) に付随する事項について、平成24年4月1日から25年3月31日までの1年間請け負わせるものである。</p> <p>本件契約に係る仕様書においては、「低入札価格調査を経て契約を行った場合には、業務の履行に必要な知識等の車両運転者等への教育研修の実施状況、車両管理責任者の車両運転者に対する指導状況及び本業務に係るコストの内訳その他車両運転業務の品質確保の観点から必要な事項について、概ね年3回程度の報告を求める」との内容が盛り込まれ、当該内容を一般競争入札に先立ち入札説明会等で入札参加希望者に周知している。</p> <p>同省では、自動車運転業務請負について、上記のような内容を仕様書に盛り込んでいくことについて、平成21年度から指名競争入札方式から一般競争入札方式に移行させたが、競争性が大幅に高まった一方で、車両管理員（運転手）の技能経験不足及び地理不案内、事業者側の体制不備等による支障事例が発生するなどしたため、23年度から車両管理業務の品質を確保するための契約上の措置を講ずることとした（このような対応は、現在のところ自動車運転請負契約のみで行っている。）としている。</p> <p>なお、同省では、予決令第85条の規定に基づき、「予算決算及び会計令第85条の基準について」（平成16年6月10日付け国官会第366号）において、製造その他の請負契約に係る低入札価格調査基準を予定価格の10分の6と定めているが、自動車運転業務請負については、上記の対応後は、低入札価格調査基準を下回る応札はなされていないとしている。</p>

（注）当省の調査結果による。

表 2 - (3) - イ - ③ 低入札価格調査を適正に実施している例

機関等名	厚生労働省（国立保健医療科学院）
契約件名	平成24年度国立保健医療科学院清掃業務
契約方式	一般競争契約
契約の相手方	民間事業者
契約日	平成24年4月1日
契約金額（税込）	13,125,000円
応札者等数	7者
概要	<p>（説明）</p> <p>国立保健医療科学院では、平成24年度において、清掃業務について、一般競争入札による契約を締結している。本件契約は、SRC造8階建ての同院本館を始め寄宿舍、車庫及び倉庫棟等（敷地面積約3万平方メートル）に係る日常清掃、ごみ収集、植木の水くれ、定期清掃、特別清掃、落ち葉清掃、ガラス清掃、不定期清掃等を請け負わせるものである。</p> <p>厚生労働省では、「厚生労働省所管会計事務取扱規程」（平成13年1月6日厚生労働省訓令第23号）により、製造その他の請負契約に係る低入札価格調査基準について、「予定価格が1,000万円を超え、かつ申込みに係る価格が予定価格の10分の6に満たない場合」としているが、同院では、本件入札に係る最低価格が当該基準に該当したことから、落札を一旦保留して低入札価格調査を実施している。</p> <p>当該低入札価格調査は、開札後3日間にわたって、i) 原価計算、ii) 契約の履行体制、iii) 契約期間中における他の契約請負状況、iv) 手持ち機械その他固定資産の状況、v) 国及び地方公共団体に対する契約の履行状況、vi) 経営状況及びvii) 信用状況について、最低価格の入札者から資料を入手し、同者から事情聴取を行う等の方法により実施されている。</p> <p>当該低入札価格調査の結果、寄宿舍の清掃に係る原価計算について、入札説明書では、清掃頻度が「日1回（毎日）」とされているにもかかわらず、同者の錯誤により「週5日」と人員配置を過少に積算していることが確認され、また、同者から、採算がとれないため契約を辞退したい旨の申出があったこともあり、同院では契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるとして、同者を落札者とししないこととしている。</p> <p>なお、同院では、最低価格の入札者に係る低入札価格調査終了後、2番目に低い価格で入札した者についても上記と同様の低入札価格調査を実施し、同者については本件の適正な履行が可能であるとの判断に至ったことから契約を締結している（不履行等はなく契約の内容に適合した履行がなされている。）。</p>

（注）当省の調査結果による。